

欄	記載のしかた	留意事項
	②非課税に該当する資産を所有している場合は、その適用条項 ③償却資産が災害その他の事故により著しく損傷したことその他これに類する特別の事由があり、かつその価額が著しく低下した場合には、その価額の低下の程度 ④前年中に所有者の住所、氏名又は名称等に異動があった場合の異動年月日及び旧住所、旧氏名又は旧名称等の参考となる事項 ⑤その他、この申告に必要な事項及び償却資産の評価について参考となるべき事項	
取得価額 前年前に取得したものの (イ) 前年中に減少したものの (ロ) 前年中に取得したものの (ハ) 計 ((イ) - (ロ) + (ハ)) = (ニ)	前年前に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。 前年中に減少した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。 前年中に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。 ((イ) 前年前に取得したもの) - ((ロ) 前年中に減少したもの) + ((ハ) 前年中に取得したもの) によって算出した、取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。	この額は前年度の申告書の (ニ) の欄の額と同じです。 この欄の合計額は種類別明細書 (減少資産用) の取得価額の合計額と同じです。 この欄の合計額は種類別明細書 (増加資産用) の取得価額の合計額と同じです。
評価額 (ホ)	記載の必要はありません。ただし、電算処理により全資産申告を行う場合は、記載を必要とします。評価額の合計額を資産の種類別に記載してください。	全資産申告の場合は、種類別明細書 (全資産用) の「価額」の合計額と同じになります。
※決定価格 (ヘ)	記載の必要はありません。ただし、電算処理により全資産申告を行う場合は、記載を必要とします。この場合「評価額 (ホ)」の合計額と同じになります。	
※課税標準額 (ト)	記載の必要はありません。ただし、電算処理により全資産申告を行う場合は、記載を必要とします。この場合、種類別明細書 (全資産用) の「※課税標準額」の合計額と同じになります。	「課税標準額の特例」の適用がある場合は、特例適用後の価額で合計を求めます。